

秋田県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年1月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画の案の名称
能代都市計画道路（3・5・209号荷上場線）の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 能代市二ツ井町荷上場字町館、字館ノ下山根、字中島、字水木岱、字寺ノ下及び字上中島
- 4 都市計画の案の縦覧場所
(1) 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課
(2) 能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局建設部用地課
(3) 能代市上町1番3号 能代市都市整備部都市整備課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成28年1月26日（火）から同年2月9日（火）まで